

令和3年第3回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和3年9月14日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査			

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	田辺剛
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	志賀雅彦
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第52号 専決処分の承認について（令和3年度美祢市一般会計補正予算（第4号））

- 日程第4 議案第53号 令和2年度美祢市水道事業欠損金の処理について
- 日程第5 議案第54号 令和2年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第55号 令和2年度美祢市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第56号 令和2年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第57号 令和2年度美祢市観光事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第58号 令和3年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第59号 令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第11 議案第60号 令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第12 議案第61号 令和3年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第62号 令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第63号 美祢市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について
- 日程第15 議案第64号 美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の廃止に
ついて
- 日程第16 議案第65号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第66号 字の区域変更について
- 日程第18 議案第67号 美祢市災害時情報伝達手段整備工事の請負契約の締結に
ついて
- 日程第19 議案第68号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 議員提出意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める意見書の提出について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、令和3年第3回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部から議案第52号から議案第68号までの17件、また、監査委員から美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。事務局からは、会議予定表、一般質問順序表及び議員提出意見書案第1号でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表、2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、三好睦子議員、荒山光広議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から9月29日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承のほどお願いいたします。

この際、市長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、1件の御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

本年6月の第2回市議会定例会の冒頭で御報告させていただいたところでありますが、本日は、それ以降のワクチン接種状況について御報告させていただきます。

接種券の発送につきましては、まず、6月21日付で16歳から64歳までの市民の方々1万689人分を発送し、次に、6月25日付で12歳から15歳までの市民の方々618人分を発送しており、対象の市民の方々への接種券の発送を終えております。

なお、転入された方には、転入手続の際に接種状況を確認の上、接種券の交付を行い、12歳の年齢到達の児童につきましては、誕生日のおおよそ1週間前にお手元に接種券が届くよう事務を行っているところであります。

次に、ワクチン接種の予約につきましては、6月28日から、基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者を開始し、7月5日から、幼稚園・保育園の教諭・保育士等、児童クラブ等の従事者、小中高等学校・特別支援学校の教職員等、小中高校生とその保護者、障害者、障害者施設の従事者及び美祢社会復帰促進センターの職員等を開始し、最後に、7月12日から、これら以外の一般の方の——一般の市民の方々の予約受付を開始したところであり、本日まで安全にワクチン接種が進んでいるところであります。

最新の接種率について御報告いたします。

9月12日現在、本市12歳以上の方々の1回目が83.3%、2回目が78.0%となっており、山口県平均の1回目の接種率が73.9%、2回目が64.1%でありますことから、本市の接種状況は県平均を大きく上回っているとともに、県内市部ではトップクラスの状況となっております。

これもひとえに、通常時間帯の接種に加え、時間外や休日接種に取り組んでいただいております医療従事者の皆様の御尽力のたまものであると思っており、この場をお借りし、改めて感謝申し上げる次第であります。

本市の接種方針といたしましては、接種を希望される市民の方々の2回目の接種を10月末までに完了すると定めておりますが、これは、今後迎える季節性インフルエンザの流行前までにワクチン接種を完了することが重要と判断させていただいたためでございます。

なお、ワクチンの在庫管理及び調達状況は安定しておりますことから、ワクチン接種を希望される市民の皆様の御要望にしっかりと対応できる量のワクチン確保の

見通しは、ついている状況になっております。

最後になりますが、ワクチン接種を希望される市民の方々に、まだ御予約を済まされていない方がいらっしゃいましたら、10月末までの接種完了目標について御理解いただき、お早めに御予約を行われますようお願い申し上げます、御報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 日程第3、議案第52号から日程第19、議案第68号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和3年第3回美祢市議会定例会に提出いたしました議案17件について御説明を申し上げます。

議案第52号は、令和3年度美祢市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認についてであります。

このたびの補正は、令和3年8月16日に参議院山口県選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じ、公職選挙法第33条の2第2項の規定に基づき、令和3年10月24日に補欠選挙を執行することの決定通知が山口県選挙管理委員会委員長からありましたことから、選挙執行に係る経費を専決処分により追加したものであります。

まず、歳出では、総務費の選挙費において、衆議院議員補欠選挙費を――参議院――失礼しました。参議院議員補欠選挙費を2,555万7,000円追加し、一方、歳入では、県支出金を同額の2,555万7,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出2,555万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を164億6,131万9,000円としております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第53号は、令和2年度美祢市水道事業欠損金の処理についてであります。

このたびの欠損金処理につきましては、当年度未処理欠損金1,048万3,542円を処理するため、減債積立金から同額を取り崩すことにより未処理欠損金を処理し、繰越欠損金を0円とすることについて、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、令和2年度美祢市水道事業会計決算の認定についてであります。

水道事業につきましては、地元からの強い要望を受け、より高品質な水を安定して供給するとともに、水道事業の一層の強靱化と持続化を図るため、現在、上野・秋吉地区水道統合整備事業の早期完成に向けて事業を進めているところであります。

それでは、令和2年度決算の概要について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は7億5,013万8,760円、収益的支出は7億4,782万7,863円であります。この結果、令和2年度の収益的収支は231万897円の利益となりましたが、消費税差引き後は5,534万6,268円の純損失となりました。

この純損失に、その他未処分利益剰余金変動額として、当年度の資本的収支に対する不足額の一部を補填する財源として使用いたしました建設改良積立金4,486万2,726円を加えた結果、1,048万3,542円が当年度未処理欠損金となるものであります。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入額5億7,689万9,020円に対し、支出額8億9,069万1,696円となり、収入額が支出額に不足する額3億1,379万2,676円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、及び建設改良積立金で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、上野・秋吉地区水道統合整備事業、麻生地区豊浦第5配水池築造工事、祖父ヶ瀬浄水場硬度低減化改修工事、並びに厚保地区、下村地区、美東東部地区の配水管布設替等の工事を行い、建設改良費6億4,599万5,292円を執行いたしました。

以上、令和2年度美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議案第55号は、令和2年度美祢市下水道事業会計決算の認定についてであります。

令和2年度の決算は、農業集落排水事業を特別会計から公営企業会計に移行し、今までの公共下水道事業会計と合わせまして、下水道事業会計としての初年度の決算となりました。

それでは、令和2年度決算の概要について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は、公共下水道事業収益 5 億 5,546 万 608 円、農業集落排水事業収益 2 億 5,832 万 995 円で、総収入は 8 億 1,378 万 1,603 円であります。

一方、収益的支出は、公共下水道事業費用 5 億 2,504 万 2,996 円、農業集落排水事業費用 2 億 2,466 万 4,995 円で、総支出は 7 億 4,970 万 7,991 円であります。

この結果、令和 2 年度の収益的収支は 6,407 万 3,612 円の利益となり、消費税差引き後の当年度純利益が 5,362 万 9,918 円となりました。

この純利益と前年度繰越利益剰余金 1 億 3,036 万 7,722 円と合わせますと、当年度未処分利益剰余金は 1 億 8,399 万 7,640 円となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入は、公共下水道事業資本的収入 1 億 9,954 万 9,100 円、農業集落排水事業資本的収入 1 億 7,053 万 6,908 円で、総収入は 3 億 7,008 万 6,008 円であります。

一方、支出は、公共下水道事業資本的支出 3 億 409 万 9,764 円、農業集落排水事業資本的支出 2 億 822 万 2,997 円で、総支出は 5 億 1,232 万 2,761 円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 4,223 万 6,753 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、及び過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、公共下水道事業につきましては、管渠整備として、美祢団地枝線管渠布設替工事等を行い、施設整備として、美祢市浄化センターほかの実施設計等を行い、また、建設改良費 5,543 万 7,877 円を執行いたしました。

また、農業集落排水事業につきましては、施設整備として、別府汚水処理施設工事等を行い、建設改良費 1 億 4,592 万 2,800 円を執行いたしました。

以上、令和 2 年度美祢市下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議案第 56 号は、令和 2 年度美祢市病院等事業会計決算の認定であります。

令和 2 年度の美祢市病院等事業は、新美祢市病院改革プランに基づく基本方針を職員一人一人が自覚し、着実に実行していくことで、市民の皆様が安心して適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、また、経営の改善に鋭意努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症患者の入院の受入れや、疑い患者へのPCR検査の実施等、院内・施設内での感染拡大防止対策を徹底しながら事業を進めてまいりました。

それでは、令和2年度の病院等事業の実績について御説明いたします。

まず、業務量につきまして、美祢市立病院におきましては、入院が3万8,594人、外来が3万6,189人、美祢市立美東病院におきましては、入院が2万8,863人、外来が2万6,318人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢におきましては、短期入所を含む入所が2万4,497人、通所が4,400人、また、美祢市訪問看護ステーションの利用者は4,883人となっております。

次に、決算額について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は、病院事業収益36億715万1,637円、介護老人保健施設事業収益3億7,806万2,681円、訪問看護事業収益4,872万8,286円で、総額40億3,394万2,604円あります。

一方、収益的支出では、病院事業費用35億3,039万3,336円、介護老人保健施設事業費用3億9,458万5,108円、訪問看護事業費用4,916万3,033円で、総額39億7,414万1,477円あります。

この結果、令和2年度の収益的収支は5,980万1,127円の利益となり、消費税差引き後の当年度純利益が5,928万6,554円となりました。

この純利益と前年度繰越欠損金9億6,050万6,534円を合わせた9億121万9,980円が当年度未処理欠損金となります。この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入は、病院事業資本的収入4億333万8,650円、介護老人保健施設事業資本的収入4,866万円で、総収入は4億5,199万8,650円あります。

一方、支出は、病院事業資本的支出3億9,196万2,937円、介護老人保健施設事業資本的支出3,494万6,271円で、総支出は4億2,690万9,208円あります。

以上、令和2年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第57号は、令和2年度美祢市観光事業会計決算の認定についてであります。当該観光事業会計は、公営企業会計への移行を令和2年度に行い、初めての決算となります。

それでは、令和2年度決算の概要について御説明いたしますが、新型コロナウイルス感染症防止のための緊急事態宣言発出や県外移動自粛要請等による人流の抑制の影響のため、観光客数は大幅に減少しております。

まず、入洞者数であります。秋芳洞入洞者数は21万6,936人、大正洞入洞者数は4,354人、景清洞入洞者数は7,382人、三洞の合計が22万8,672人となりました。

また、養鱒事業では、養鱒場マス販売尾数は5万5,117尾となったところであります。

次に、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は3億5,216万8,986円に対し、収益的支出は4億6,071万1,339円であります。この結果、令和2年度の収益的収支は1億854万2,353円の損失となり、消費税差引き後は1億1,793万2,596円の純損失となりました。

公営企業会計に移行した初年度でありますことから、この純損失1億1,793万2,596円が当年度未処理欠損金となるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入額5,661万2,600円に対し、支出額5,327万9,930円となり、収入額が支出額を上回っておりますが、これは、令和3年度に事業の一部を繰り越したことによるものであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、秋芳洞第1・第2駐車場公衆便所コロナ対策改修工事、秋芳洞エレベーター補修工事、秋芳洞駐車場ゲート設置工事及び吉台家族旅行村Wi-Fi整備工事を行い、建設改良費3,837万4,934円を執行いたしました。

以上、令和2年度美祢市観光事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議案第58号は、令和3年度美祢市一般会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者への支援のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策など、今後の業務

を推進する上で緊急に必要な経費を追加するとともに、継続費、債務負担行為、及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、テレワークやオンライン会議などの新たなワークスタイルに対応するための環境整備経費や新本庁舎建設工事監理業務委託料など、合わせて4,619万1,000円を追加しております。

民生費では、介護保険事業特別会計繰出金を57万8,000円追加しております。

衛生費では、市立病院等におけるキャッシュレス決済用端末導入に係る病院等事業会計繰出金を338万8,000円追加しております。

農林費では、令和3年度の変更認定に係る中山間地域等直接支払交付金や美東町の秋谷揚水機場更新整備に係る測量設計委託料など、合わせて1,096万7,000円を追加しております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者に対する支援補助金や、十文字原総合開発事業用地の水源調査に係る業務委託料など、合わせて9,323万9,000円を追加しております。

土木費では、美祢中央公園のトイレにおける感染症対策経費として374万円を追加しております。

教育費では、小中学校におけるトイレ手洗い自動水栓化改修経費や、社会教育施設、また体育施設におけるトイレの感染症対策経費など、合わせて4,233万8,000円を追加しております。

災害復旧費では、7月7日から12日にかけての梅雨前線豪雨に係る農林施設及び土木施設の災害復旧費、合わせて2,118万9,000円を追加しております。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国・県からの支出金など、特定財源を1億2,467万6,000円追加するとともに、普通交付税や財政調整基金繰入金などの一般財源を差引き9,695万4,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,163万円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億8,294万9,000円とするものであります。

次に、継続費の補正であります。

新本庁舎建設工事監理業務のほか1件の追加を行っております。

次に、債務負担行為の補正であります。

定年延長制度構築支援業務委託料のほか2件の追加を行っております。

最後に、地方債の補正であります。

庁舎等整備事業債のほか3件について限度額の変更を行っております。

議案第59号は、令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、今年度、国民健康保険事業特別会計が経費の一部を負担することとしておりました、美東病院の全身用エックス線CT診断装置の更新について、病院等事業会計において、他の財源により更新を行うこととしましたことから、歳出では、諸支出金の直営診療施設勘定繰入金を440万円減額し、一方、歳入では、県支出金を同額の440万円減額するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億161万2,000円とするものであります。

議案第60号は、令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、歳出では、地域支援事業費において、美祢東地域包括支援センター業務委託料を300万円、基金積立金において、介護給付費準備基金元金を3,954万9,000円、また、諸支出金において、令和2年度事業の精算に係る過年度国県補助金等精算返還金を597万2,000円追加し、一方、歳入では、地域支援事業費に係る特定財源等を300万円、令和2年度事業の精算に係る国庫支出金及び支払基金交付金を合わせて659万7,000円、また、繰越金を3,892万4,000円追加するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,852万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,814万3,000円とするものであります。

議案第61号は、令和3年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関するもの及びキャッシュレス化に関するものであります。

まず、収益的収入及び支出におきましては、収入では、新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れるための病床確保、ワクチン接種に係るもの及び各施設のキャッシュレス化に対応するための端末購入費用の財源とし、一般会計からの繰入金

として9,655万4,000円を追加し、収入総額を42億4,325万3,000円とするものであります。

一方、支出では、ワクチン接種業務に係る経費、感染拡大防止対策に係る経費及びキャッシュレス化に対応するための端末購入費用として1,804万3,000円を追加し、支出総額を41億2,168万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出におきましては、支出では、新型コロナウイルス感染症に対応するため、市立病院にあっては、CT撮影装置、人工呼吸器、簡易陰圧装置等の整備、美東病院にあっては、簡易陰圧装置、HEPAフィルター付パーティション等の整備、及び市立病院のキャッシュレス化に対応するための端末を整備するため8,150万円を追加し、総額7億9,526万6,000円とするものであります。

一方、収入では、3月議会で御議決いただき、美東病院の当初予算に計上しておりました企業債、及び負担金の一部を県支出金へと財源を組み替えたものを含め8,102万6,000円を追加し、総額7億320万5,000円とするものであります。

議案第62号は、令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、秋吉台リフレッシュパークの附属施設内のエアコンの故障により、エアコン取替工事設計業務委託、及び新型コロナウイルス感染症対策に対応するエアコンの取替工事に関するもので602万6,000円を追加するものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的支出の営業外費用におきまして、建設改良費の追加に伴い、消費税及び地方消費税を54万8,000円追加し、支出の合計額を5億3,532万1,000円とするものであります。この補正は消費税の追加でありますので、税抜きの収益的収支は、既決予算と同じく当年度純利益6,244万2,000円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出におきまして、支出では、エアコン設計業務委託料37万2,000円、エアコン取替工事565万4,000円の合計602万6,000円を追加し、総額9,792万8,000円とするものであります。

一方、収入では、他会計負担金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を602万6,000円繰り入れし、総額3,142万6,000円とするものであります。

この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、既決予算と同じく6,650万2,000円となり、繰越損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第63号は、美祢市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

これは、デジタル改革関連法のうち、デジタル庁設置法、及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日から施行されたことに伴い、引用する法律との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第64号は、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の廃止についてであります。

美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例は、新本庁舎整備に関する事項を審議することを目的として設置されましたが、本会議の所掌事務である新本庁舎整備基本計画及び新本庁舎整備基本・実施設計について、令和3年7月30日をもって完了しましたことから、廃止するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第65号は、美祢市手数料条例の一部改正についてであります。

これは、令和3年5月19日付で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行につきましては、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構が行うものとして明確化されることにより、これまで市区町村が個人番号カードの再発行に際し手数料を徴収しておりましたが、当該事項について削除するよう、美祢市手数料条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第66号は、字の区域変更についてであります。

伊佐町伊佐及び東厚保町山中で実施いたしました県営中山間地域総合整備事業美祢地区（杉谷・山中工区）の圃場整備に伴い、整備後の区画の確定測量に基づき、字の区域の一部を変更することが生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第67号は、美祢市災害時情報伝達手段整備工事の請負契約の締結についてであります。

これは、災害時における情報伝達の多様化を図るため、携帯電話通信網を利用し

た屋外拡声器の設置及び屋内での受信を想定した戸別受信機を一体的に整備し、令和3年度及び4年度の2か年で施工するものであります。

なお、この財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充当する予定であります。

事業の実施に向けて、本年8月3日に開催いたしました公募型プロポーザル方式による業者選定委員会において、工事請負候補者に決定いたしました協和エクシオ株式会社山口営業所と4億4,407万円で仮契約を締結したところであります。

つきましては、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第68号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、人権擁護委員の小林法子氏、岡崎幸子氏及び都野咲子氏が令和3年12月31日をもって任期満了となりますことから、小林法子氏、都野咲子氏を再任候補として、また、岡崎幸子氏の後任候補として藤永英子氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案17件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第52号専決処分の承認について（令和3年度美祢市一般会計補正予算（第4号））の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） すみません、失礼しました。

お尋ねするんですけど、2,550万7,000円のこの金額は、どのように決めるかということでお尋ねします。

今までの金額を私、拾ってみたんですが、私は——私の調べたところなんですが、過去の補欠選挙にしては多くなって——金額が多くなっています、僅かですが。しかし、前回の参議院選挙では約140万円の減額になっています。今回の投票時間の短縮が影響しているのかなのか、お尋ねします。

それともう1点、この中に修繕料という75万円の修繕料が入っていますが、どこの修繕なのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの議員の御質問にお答えします。

金額については、交付基準額に基づいて——これ、財源が特定財源になりますので、その基準に基づいて算定されたものであります。

修繕料については、申し訳ございません、ちょっと今手元に持ってませんでした。ちょっと待ってください。すみません、後ほど——すみません。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、後ほど答えることでよろしゅうございますか。三好議員。

○13番（三好睦子君） すみません、ちょっとよく聞こえなかったんで、申し訳ありません。

今回、投票時間が短くなっていますが、それが影響してるのかどうか。ちょっとよく聞こえなかったんで、申し訳ありません。

○議長（竹岡昌治君） 投票時間に影響するかどうか。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問については、影響しております。

○議長（竹岡昌治君） 影響してますということです。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第52号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○13番（三好睦子君） この委託料なんですけど、これは国から来るもので、市が1円も出してないと、全額国の負担なんですけど。

投票時間が少なくなるということは、市民の参政権が少なく——時間的にも少なくなってくると。そして、美祢市だけ6時——夕方の6時になってるんですけど、他市では6時っていうところは、この近辺ではありません。ですから、市の財政に影響

響するなら仕方ないかなとは思ったんですが、国の財政であるんですから、時間延長するべきではないと思うんですが。

この影響して——その時間延長のことについての討論ではありませんから、これには意見は申しませんが、委託料については、何ですかね——だから、時間延長するべきではないと、市民の参政権を保障するべきだということで、意見を述べます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員に、逆にお尋ねをします。

今、市民の参政権のどうのこうのとおっしゃったんですが、議案は参議院選挙の補正、専決処分ですが、ちょっと趣旨が違うんじゃないかと思うんですけど。意見として取り上げにくい案件です。

○13番（三好睦子君） 分かりました。意見として取り上げにくい、参議院選挙だからと、選挙——選挙権の行使のことなんで、今それは意見としては違うと言われればそうですが、また別の機会でお尋ねしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 一応、意見としては取下げていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

何となれば「かがやく美祢」の中に書かれてるんですよ。市民の参政権が奪われると書いてありました。今日は、奪われるという発言はされてませんが。

よろしゅうございますか。意見として取下げていただけますか。（発言する者あり）いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第53号令和2年度美祢市水道事業欠損金の処理についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第54号令和2年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） この場でちょっと質問するのがいいかどうか分かんないんですけど、非常にテクニカルなことをお聞きしたいと思っておりますけれども、とりあえず質問させていただいて、もし適当でない、別のということであれば、そちらのほうでしますので。

この決算報告で、収支——収支の——すみません、収益的収支。これが一応7億4,800万円で、収益的支出が7億4,700万円ということで、ほぼとんとんですね。で、これは消費税の前だと。消費税を入れると、これが5,300万円プラスになると、こういうことなんですけれども。

ほかのところでも消費税を、あるいは地方消費税分を入れたりすると、若干最終のあれが変わってるんですけども、ほかはほとんどそんなに影響ないんですけど、ここはすごく、こういう5,000万円も消費税の出し入れで変わってくるのかと。

ということで、まず、ちょっと基本的には、消費税っていうのは当然、物の一般的な売り買いっていうか、売った場合には——買った場合には消費税がつくということで、後でその消費税分をプラスマイナスするということになるはずなんですけれども。

一方で、先ほどからの報告で、消費税というのと地方消費税というのがありまして、地方消費税っていうのは、多分消費税ということで地方に入ってくる、あるいは国税の消費税も地方に来るんでしょうけども。その、どういうふうに使われるかっていうのは、自治体のほうでその振り分けができるというふうなルールであれば、例えば財源があるから、それをこっちにやろうということでしょうけども。一般的に消費税っていうのは、機械的に10%なら10%かかる、その調整ということだろうと思うんですね。

したがって、私の質問は、ここで消費税でプラスマイナス5,000万円の結局戻りがあるって、収益が上がってますよというそのことについて、ほかとの絡みで見ますとちょっと整合が合わないみたいなので、ちょっとその件について質問して、どういう理由かということをお答えしていただきたいなど。

ただし、先ほど言いましたように、ここの場でふさわしくないのであれば別途で結構ですんで、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。今、藤井議員の質問の中で、消費税の戻りがあるとおっしゃったんですが、戻りじゃなくて払ったほうなんです。戻りがあったとおっしゃったんですが。

○5番（藤井敏通君） そうですね、増えてますね。すみません、増えてます、増えてます。

○議長（竹岡昌治君） だから、経費のほうで。

○5番（藤井敏通君） そうです、そうです。すみません。

○議長（竹岡昌治君） その踏まえた質問で結構ですか。（発言する者あり）答えられますか。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

質問の趣旨は、税込みと税抜きとのその差ということでよろしいでしょうか。ちょっとすみません、質問の趣旨が……。

○議長（竹岡昌治君） 他の会計よりは消費税額が大きいのはなぜかということです。

○上下水道局長（白井栄次君） それは、決算書の中で、損益計算書ではマイナス5,500万円の欠損金が出て、このたび、この予算額につきましては230万円の収入超過という形で、収入——欠損と収入超過との逆転現象が起こっておるわけでございますけれども。

この税込みにつきましては、御承知のとおり消費税が関わっております。これは、3条の部分と4条の部分との消費税の仮受け、仮払いの影響がございます。

例えて申しますと、収益的収支のほうでは仮受消費税が3,700万円、一方で、仮払消費税が2,400万円という実績でございます。一方で、資

本的収支でございますけれども、仮受消費税が6万3,000円、一方で支出——資本的支出のほうで5,700万円と、非常に大きな差が生じております。

この差額につきましては、消費税の還付金という形で反映されますので、逆転現象が起こっておるものというふうに捉えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第55号令和2年度美祢市下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第56号令和2年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それでは、質問してまいりたいと思います。

既に皆さんも御存じのように、美祢市病院等事業のこういった経営、運営に関しましては、鋭意病院関係者、努力をされてきておると感じております。

それで、そういった中であって、一般会計からの多くの資金が投入されているということも事実であります。

一般会計の病院費においては、病院等事業会計繰出事業における美祢市立病院分については3億7,957万9,000円、そして、美東病院分は4億5,998万8,000円等ですね。合わせて、病院等における病院費の一般会計からの繰入金は9億、合計9億401万5,000円投入されております。

しかし、こういった形で投入されていますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種等をはじめ、こういった入院患者の対応、PCRワクチン—PCRのこういった検査、こういった新型コロナウイルス感染症対応において、中山間地域の不採算医療を担う公立病院としての重要性というものが再認識されたなということを感じておられるのは、私だけではないと思っております。

そういった中で、経営状況等をしっかりと見ていきますと、美祢市立病院の年齢別に外来患者数—最初にですね、美祢市立病院の年齢別入院患者数、これを見ますと、75歳以上の方が3万3,013人、もう75歳以上で86%の方が入院されてる。そして、美東病院も患者が75歳以上は2万2,668人、78%ということで……

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員、恐れ入ります、質問の中身を簡潔にお願いしたいと思えます。

○11番（岡山 隆君） 皆さんに分かりやすく説明するためにしたほうがいいと思ってやっておりますけれども、そこをちょっと理解してないと—そこはまた委員会

では言います。言いますけど、何が言いたいかといいますと、今回一般会計の繰入金がありました。そういった面で、今後心配するのは入院患者数、外来患者、こういったところが、今言った75歳以上の患者数というものが非常にもう85%を占めてる。そういった方が今後自然減になっていけば、さらに毎年医業収益というものが目に見えて大きく、これから減少してくるわけですね。

そういった面で、毎回毎回この一般会計から、今申し上げたような繰入金を病院費として繰り入れしていくにも、これ限界がもう近い将来出てくるんじゃないか。今、一般会計も地方交付税等あっていろいろ、いろんなさっき言った病院、水道事業等、そういったところに、かなりどンドンどンドン入って行ってます。

だから、心配なのが、そういったところをしっかりと今後勘案していけば、今後、自然減のこういった状況が生じて、美祢市の監査委員から美祢市公営企業会計決算の意見書で、現在の経営状況の検証、経営改善に向けた取組について、さらなる改革プランの見直しについて指摘されているわけですね。

大体いつもワンパターンで、ずっと大体同じところを指摘されて、どう今後、この新改革プランをどうさらに促進させていくか。そこのところを私たち非常に期待しておりますので、その辺についてのお答えをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） どなたが答えますか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、繰入金、一般会計からの繰入金のお話がありましたが、私どもは、市といたしましては、繰入金は大部分が基準内繰入れでございます。この基準内繰入れ——いわゆる基準内ですから、交付税または特別交付税で算定されてる部分について繰り入れをしてるわけでございますので、この繰入金は、算定されてる基準内繰入れは確保していきたいというふうに考えております。

次に、病院経営の問題でございます。

一般的に——一般的に病院というのは、医師1人につき1億円から1億5,000万円という収益が上がるという一般的なデータもあるわけでございます。

1つは、医師確保も力を入れなければなりません。これにつきましては、美祢市立病院については、去年の——今年から整形の常勤も確保できましたし、来年に向けては、総合診療医の確保もめどが立っているところでございます。

病院改革プランをどう実施して病院経営を立て直すかというような趣旨の御質問だと思いますが、まずは、医療需要をきちんと見込む必要があろうかと思えます。

今のベッド利用率とかでみますと、病床数は削減の方向に向かっていくのですが、一方、削減いたしますと、今度、まずベッド数を逆に増える——増やすことは、もうまず不可能でございますので、適切な医療需要を見込む必要があろうかと思えます。その上で、経営も、そのベッド数に合ったスタッフ確保をしていかなければなりません。

ただ、美祢市立病院も美東病院も、こういった中山間地域の病院というのは、やはり歴史をたどってみても、医療政策に翻弄されるといいますか、その都度、政策が変わるたびになかなか難しい状況でございます。

近年で申しますと、平成16年に新臨床研修医制度がスタートして、これによって、医師がどう動いたかっていうと、やはり地域の偏在化と診療科の偏在でございます。

そして、平成17年の基準看護7対1、国はベッド数削減に向かうんじゃないかと思っていた部分もあるかと思えますけど、一斉に大病院が大量の看護師確保に向かったわけでございますので、本市2病院は、非常にスタッフ確保に今苦慮しているところでございますが、先ほど申しましたように、まずは、本当にスタッフを確保して、適切な医療費を——医療需要を見込む。その上で適切なベッド数にしていくことが現実では——現実的ではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

もう、今の美祢市の病院等、こういった経営をしっかりと見て……。中山間地域として、非常に2病院を地元の人が、高齢者の方が入院していかれる。非常に近くにあるから、非常に利便性もいいわけですね。頼りにしている、私は中山間地域の自治体病院って捉えております。

そういった面で、市長も一般会計からの病院費として入れておりますけれども、繰入れに入れておりますけれども、それがだんだん、今累積欠損金等がちょっと一時10億超えましたけど、今9億に減ってきてる。そういう形の視点で、そこは増えないようにして経営をしっかりと支援していくということを、私は非常に重要ではないかと思っております。それが額が大きくならん——今、現状以上にならない形

で、しっかりとこの病院事業、累積欠損金が少しずつ減っていくことが行政としての、私は正しい対応ではないかと思っております。

より一層、私は今後病院のさらなるこの改革を、なかなか今こういった不採算の医療を担う公立病院、これを本当にいい方向に持っていくという、なかなかよその自治体でもいいアイデアというものが、考えというものがなかなか生まれてきていないわけです。だけど、もう私は諦めずにしっかりと、今言われたように、医師の新規の確保、これも難しい。だけど、今回増えて医業収益が上がるのは事実であると思っております。

今後、そういったことを踏まえながら、病院における累積欠損金をどのように最終的にゼロまで持っていかれようとしているのか、最後、この点についてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと市長、法定外繰入金がどの程度あるのか。資料がないかん。微々たるものですから。だから、繰入金が将来ゼロにしておっしゃったけど、あり得んから。

○11番（岡山 隆君） すみません、欠損金をいかに……。

○議長（竹岡昌治君） 欠損金。了解しました。答えられますか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

繰越欠損金、累積繰越欠損金の処理は、なかなか今後難しいかとは思いますが、単年度、毎年毎年資金が減らないように、また利益を出すようにして行って、数年——数年がかりで累積欠損金の解消に努めてまいりたいと思います。それには、何よりも単年度、1年1年が勝負だろうと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、所管の委員会へ付託いたします。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時25分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

その前に、三好議員から専決処分についての中で修繕費の質問がございました。執行部のほうで答弁できるそうですから、発言を許可します。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 先ほど、議案第52号の専決処分におきまして三好議員から御質問のあった選挙費の修繕料のことについて、御説明させていただきたいと思えます。

この金額は、投票や開票にかかる計数機や交付機の点検、修繕料であります。以上です。

○議長（竹岡昌治君） それでは、続行いたします。

日程第8、議案第57号令和2年度美祢市観光事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第58号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第59号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第60号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 13ページって言ってよろしいんですかね。歳出で、美祢東地域包括支援センター業務委託料が300万円追加されております。これは、新たな事業が発生したものなのか、何か考慮されてのものなのか、特に説明がございませんでしたので教えていただければと思えます。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えをいたします。

包括支援センターの役割としましては、事業対象者及び要支援認定等を受けておられる方の高齢者のケアプランの作成というのが一番重要な役割となります。それに加えて、高齢者の生活環境を取り巻く様々な問題の相談業務を担っておるところです。

美祢東の圏域につきまして、相談件数がここ最近増加をしておるため、それに対応するため、この補正予算を追加するものとなっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第61号令和3年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第62号令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第63号美祢市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第64号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の廃止についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第65号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第66号字の区域変更についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第67号美祢市災害時情報伝達手段整備工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はございませんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） この件で、拡声子局13局、戸別受信機4,000台というふうに伺っておりますが、これは、このたび告知放送が廃止となる秋芳町のみのお考えなのか、それとも市内全域を考慮したものなのかをお尋ねしたいと。併せて、この4,000台は増設等が可能な施設となっておるのか、その辺を教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えします。

今回の対象地域は、美祢市全域でございます。戸別受信機が4,000台、屋外の拡声器が13局となっております。

なお、戸別受信機等については、今後さらに必要となれば予算を措置して対応するという考えであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第68号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第68号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第20、議員提出意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。この際、提出者から提案理由の説明を求めます。秋枝秀稔議員。

〔秋枝秀稔君 登壇〕

○10番（秋枝秀稔君） それでは、議員提出意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は猶野智和議員、杉山武志議員、高木法生議員であります。

それでは、意見書案を読み上げ、提案理由とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対処すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月14日、山口県美祢市議会議長、竹岡昌治。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

議員の皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出意見書案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時42分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月14日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃